

関西大学大学院商学研究科院生協議会規約

最終改正：令和5年4月28日

第1条(名称)

本会は関西大学大学院商学研究科院生協議会と称する。

第2条(目的)

本会は学術の研究および調査、ならびに、これに関連する事業を行うことを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究報告会の開催
- (2) 論集「千里山商学」の発行
- (3) 講演会の開催
- (4) その他必要と認められた事業

第4条(会員の種類)

本会の会員は正会員、賛助会員および特別会員の3種類とする。

- (1) 正会員は関西大学大学院商学研究科に在籍する大学院生とする。
- (2) 賛助会員は関西大学大学院商学研究科を修了し、本会の趣旨に賛同する者とする。
- (3) 特別会員は本会の発展に貢献し、総会において承認された者とする。

第5条(役員)

1. 本会は第2条の目的を達するため次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) その他必要と認められた各役員 若干名

2. 会長は本会を代表する。
3. 全役員により役員会を構成する。

第6条(役員を選任)

役員は総会の議決を経て選出する。

第7条(役員の任期)

各役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

第8条(役員会)

役員が要求があった場合は、速やかに役員会を開催しなければならない。

第9条(総会)

1. 総会は正会員をもって構成し、原則として年1回開催する。
2. 総会の議題は出席会員(委任状出席を含む)の過半数の賛成をもって成立する。また出席しない場合には、出席会員による決議に賛同したものとみなす。
3. 前年度の会長が議長を務める事とする。
4. 可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 役員会が必要と認めたときは、総会を開催することができる。ただし総会開催の1ヶ月

前に会員へ通知する。

第 10 条(論集の投稿規定)

論集「千里山商学」の投稿規定は以下の通り定めるものとする。

- (1)投稿資格 第 4 条に定める会員とする。
- (2)種 類 論文、書評、翻訳、その他。
- (3)枚 数 200 字詰原稿用紙 100 枚程度とする。
- (4)応募原稿は指導教授の承認を得ることとする。

第 11 条(規約の改正)

本会規約の改正は総会の議決を経て決定する。

附則

- 1.この規約は、令和 5 年 4 月 29 日より効力を生じる。